

(愛媛県報平成20年12月26日第2028号外 1 別記)

内水面における区画漁業の免許の内容たる べき事項等

第1種区画漁業

| 免許番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 地元地区 | 制限又は条件 |
|-------|---------|-------|-----------------|-------|---|--------------|--------|
| 内区第1号 | 第1種区画漁業 | のり養殖業 | 10月1日から翌5月31日まで | 渦井川 | AとBとを結んだ直線から上流CとDを結んだ直線までの区域。ただし、河川工作物から3メートルの区域を除く。 基点 A 西条市船屋渦井川右岸碇神社護岸開口中央部玉津標識1号 B 西条市市塚渦井川左岸水門北端玉津標識2号 C 西条市玉津渦井川右岸標識3号 D 西条市市塚渦井川左岸標識4号 | 西条市玉津 | 別記のとおり |
| 内区第2号 | 第1種区画漁業 | のり養殖業 | 10月1日から翌5月31日まで | 加茂川 | AとBとを結んだ直線から上流の西条市古川橋上流端に達する区域。ただし、西条市古川橋上流端から下流100メートルまでの区域、河川工作物から10メートルの区域を除く。 基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号 B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号 | 西条市禎瑞及び西条市神拝 | 別記のとおり |
| 内区第3号 | 第1種区画漁業 | のり養殖業 | 10月1日から翌5月31日まで | 中山川 | AとBを結んだ直線から上流の西条市禎瑞境橋下流端及び同市新兵衛新兵衛橋下流端に達する区域。ただし、河川工作物から10メートルの区域を除く。 基点 A 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号 B 西条市氷見甲中山川左岸標識4号 | 西条市禎瑞 | 別記のとおり |
| 内区第4号 | 第1種区画漁業 | のり養殖業 | 10月1日から翌5月31日まで | 猪狩川 | 西条市禎瑞境橋上流端から西条市西泉甲猪狩川橋下流端に達する区域。ただし、西条市西泉甲猪狩川橋下流端から下流200メートルまでの区域及び河川工作物から4メートルの区域を除く。 | 西条市禎瑞 | 別記のとおり |

別記

漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。

第2種区画漁業

| 免許番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 地元地区 | 制限又は条件 |
|--------|---------|-------|----------------|------------------|--------|-------|--------|
| 内区第5号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 西条市禎瑞 | 乙女川遊水池 | 西条市禎瑞 | 別記のとおり |
| 内区第6号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 西条市上市994番地 | 新池 | 西条市上市 | 別記のとおり |
| 内区第7号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市新谷甲326番地 | 宮前池 | 今治市新谷 | 別記のとおり |
| 内区第8号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市新谷甲471番地 | 下池 | 今治市新谷 | 別記のとおり |
| 内区第9号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市新谷甲467番地 | 上池 | 今治市新谷 | 別記のとおり |
| 内区第10号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市新谷甲327番地 | 竹谷池 | 今治市新谷 | 別記のとおり |
| 内区第11号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市新谷甲1895 - 1番地 | 古新谷池 | 今治市新谷 | 別記のとおり |
| 内区第12号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市新谷甲1912番地 | 中池 | 今治市新谷 | 別記のとおり |
| 内区第13号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市新谷甲1920番地 | 前ノ谷池 | 今治市新谷 | 別記のとおり |
| 内区第14号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市新谷甲1924番地 | 平底池 | 今治市新谷 | 別記のとおり |
| 内区第15号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市新谷甲1931番地 | 脇池 | 今治市新谷 | 別記のとおり |
| 内区第16号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市古谷甲681番地 | 棚井上池 | 今治市古谷 | 別記のとおり |
| 内区第17号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市古谷甲679番地 | 棚井池 | 今治市古谷 | 別記のとおり |
| 内区第18号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市古谷乙52番地2 | 多伎池 | 今治市古谷 | 別記のとおり |
| 内区第19号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市古谷甲249番地 | 古茂池 | 今治市古谷 | 別記のとおり |
| 内区第20号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市古谷甲307番地 | 蜂の子池 | 今治市古谷 | 別記のとおり |
| 内区第21号 | 第2種区画漁業 | こい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 今治市古谷甲436番地 | 能楽池 | 今治市古谷 | 別記のとおり |

別記

毎年1月末までに魚種別の放養尾数、生産量及び投餌量に係る当該年の計画書及び前年の実績報告書を知事に提出しなければならない。